



平成 27 年 2 月 5 日

各 位

会社名 東亜合成株式会社
代表者名 代表取締役社長 橋本 太
(コード番号 4045 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部 I R 広報室長 根本 洋
(TEL. 03-3597-7215)

単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の第 102 回定時株主総会（以下、本総会）に単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）、株式の併合（2 株を 1 株に併合）および発行可能株式総数の変更（5 億 5,000 万株から 2 億 7,500 万株に変更）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に変更するものです。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に関する議案および定款一部変更に関する議案（単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更）の承認可決を得ることを条件といたします。

2. 株式の併合について

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することに併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の金額水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、株式併合を実施するものです。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成 27 年 7 月 1 日（水）をもって、平成 27 年 6 月 30 日（火）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 26 年 12 月 31 日現在）	263,992,598 株
株式併合により減少する株式数	131,996,299 株
株式併合後の発行済株式総数	131,996,299 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 26 年 12 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	20,540 名（100.0%）	263,992,598 株（100.0%）
2 株未満	991 名（4.8%）	991 株（0.0%）
2 株以上	19,549 名（95.2%）	263,991,607 株（100.0%）

上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、2 株未満の株式のみご所有の株主様 991 名（所有株式数の合計 991 株）は、株主としての地位を失うこととなります。ただし、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、ご利用の際には、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本総会において、株式併合に関する議案および定款一部変更に関する議案（単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更）の承認可決を得ることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更について

(1) 変更の理由

上記 2. に記載のとおり、株式併合の実施による発行済株式総数の減少に伴い、併合割合に応じて発行可能株式総数を減少させるものです。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数

変更前 : 550,000,000 株

変更後 : 275,000,000 株

(3) 変更の条件

本総会において、株式併合に関する議案および定款一部変更に関する議案（単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更）の承認可決を得ることを条件といたします。

4. 定款の一部変更について

本日別途開示しました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 主要日程

取締役会決議日	平成 27 年 2 月 5 日 (本日)
定時株主総会開催日	平成 27 年 3 月 27 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 27 年 7 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 27 年 7 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 27 年 7 月 1 日 (予定)

上記のとおり、単元株式数変更および株式併合の効力発生日は平成 27 年 7 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 27 年 6 月 26 日です。

以上

添付資料： (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更と株式併合とはどのようなことですか。

A. 単元株式数とは、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。現在の当社の単元株式数は 1,000 株ですが、今般、100 株に変更することを予定しています。

また、株式併合は、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。今般、当社では、2株を1株とすることを予定しています。

Q 2 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所が望ましいとしている投資単位の金額水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、株式併合を実施するものです。

Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 27 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨て）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数(株)	議決権数(個)	ご所有株式数(株)	議決権数(個)	端数株式(株)
例①	3,000	3	1,500	15	なし
例②	1,250	1	625	6	なし
例③	1,000	1	500	5	なし
例④	200	なし	100	1	なし
例⑤	199	なし	99	なし	0.5
例⑥	1	なし	なし	なし	0.5

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下、端数株式）が生じた場合（上記の例⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成 27 年 9 月上旬にご案内することを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または末尾の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。効力発生前のご所有株式数が 2 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の2分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は2倍となるためです。また、株価についても、理論上は、併合前の2倍となります。

Q 5 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特段のお手続きの必要はございません。
なお、上記Q 3に記載のとおり、2株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

Q 6 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

- A. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 3の例②、⑤のような場合）は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または末尾の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

- A. 次のとおり予定しております。
- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| 平成 27 年 3 月 27 日 | 定時株主総会開催日 |
| 平成 27 年 6 月 25 日 | 現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日 |
| 平成 27 年 6 月 26 日 | 当社株式の売買単位が 100 株に変更、株式併合の効果が株価に反映 |
| 平成 27 年 7 月 1 日 | 単元株式数変更、株式併合および発行可能株式総数変更の効力発生日 |
| 平成 27 年 8 月 上旬 | 株主の皆様へ株式併合後の割当通知の送付 |
| 平成 27 年 9 月 上旬 | 端数株式相当分の処分代金のご案内およびお支払い開始 |

当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
電話照会先 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上